

国立民族学博物館運営会議規則

〔平成16年4月9日〕
規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、人間文化研究機構大学共同利用機関運営会議規程（以下「運営会議規程」という。）第7条に基づき、国立民族学博物館（以下「本館」という。）に置く、運営会議の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営会議は、17名の委員をもって組織し、運営会議規程第2条第1号に掲げる委員のほか、同条第2号に掲げる委員については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各副館長
- (2) 各研究部長
- (3) 情報管理施設長
- (4) 学術資源研究開発センター長
- (5) 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻人類文化研究コース長

(副議長)

第3条 運営会議に、運営会議規程第6条第1号に掲げる議長のほか副議長を置き、議長が指名する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、その職務を代行する。

(招集)

第4条 運営会議は、館長の求めに応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

第5条 運営会議は、委員（外国出張等海外渡航者を除く。）の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 館長候補者の選考及び研究教育職員の人事に係る議決については、第1項及び第2項にかかわらず、委員（外国出張等海外渡航者を除く。）の3分の2以上の出席において、3分の2以上の同意を得るものとする。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(専門委員会の設置)

第7条 運営会議に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項については、別に定める。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。